

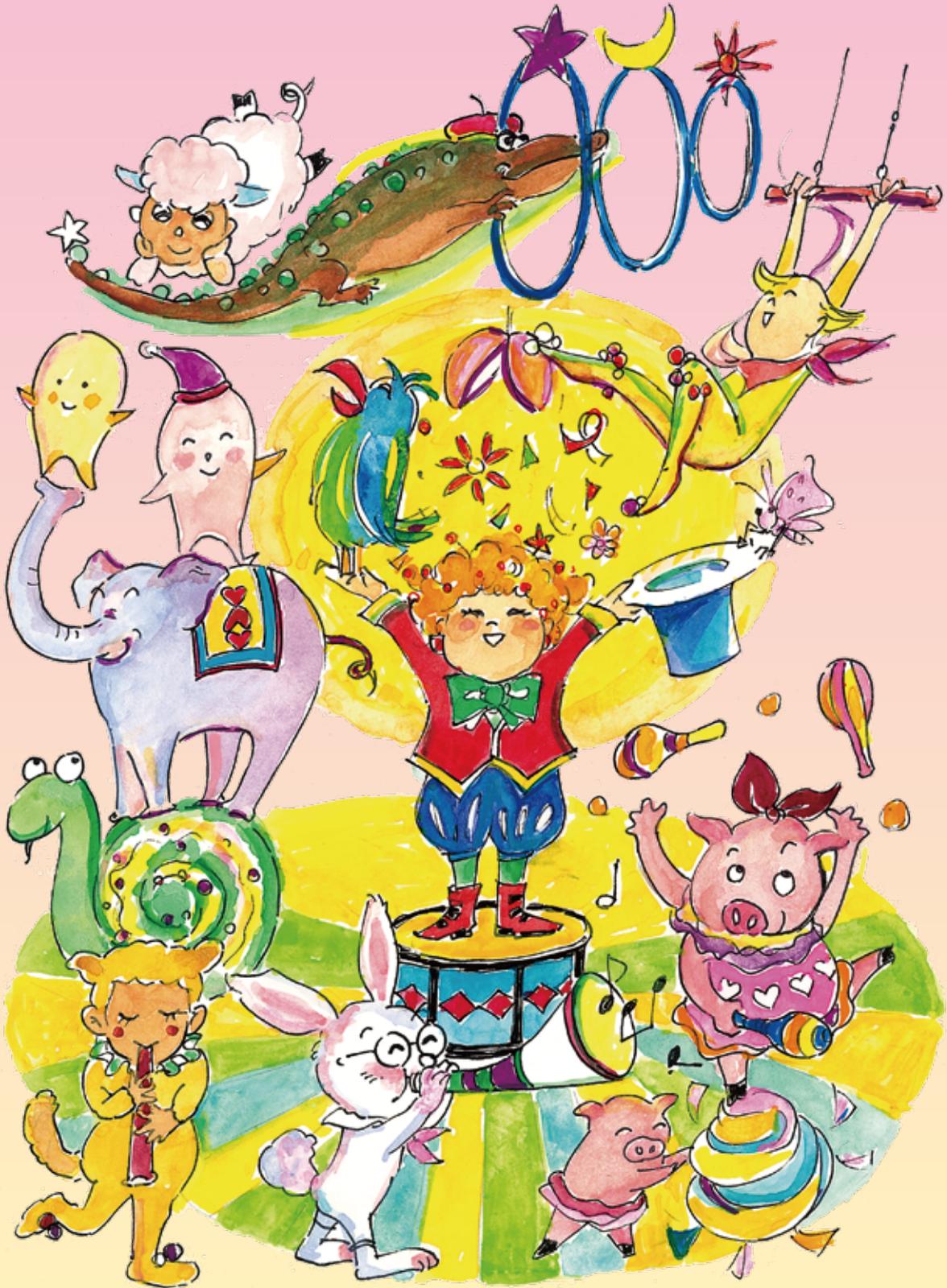
未来館

N

E

W

S



特集 / 男性の育児休業のすすめ

「男性の育児休業のすすめ」

男性の育児休業取得率の向上と育児参加を促すため、令和4年4月に改正育児・介護休業法が施行されました。子どもが生まれる従業員に育児休業(以下:育休)制度の説明及び取得の意向を確認することが、全ての企業に義務付けられ、10月からは「産後パパ育休(出生時育児休業)」の創設、育休の分割取得等と、段階的に新制度が始まっています。

そこで、今回は、育休制度の改正点についてご紹介します。

そもそも育休とは…

要件に該当すれば男女問わず申し出ることができ、原則、子どもが1歳(保育所に入所できない場合は、最長で2歳)に達するまで取得できる休業制度です。

育休中は、雇用保険から「育児休業給付金」が支給されます。(給付対象者になるには支給要件あり)育休開始から6カ月以内は、休業開始時賃金日額×支給日数×67%(6カ月以降は50%)となり、社会保険料は労使ともに免除されます。さらに、育休中で無給になった分に応じ、次年度の住民税と所得税が軽減されるため、育休前の約80%の収入がカバーできる仕組みです。

ちなみに、福島県の男性の育休取得率は、13.5%(労働条件等実態調査・令和3年・福島県)、前年比プラス5.1%と増えています。全国的に、男性育休取得率13.97%(雇用均等基本調査・令和3年度・厚生労働省)より少ない状況です。

●改正されたポイント

令和4年4月1日～

●育休制度の個別周知・意向確認の義務化

全ての企業は、妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対して、育休制度の説明と育休取得の意向確認を個別に行わなければなりません。取得を控えるような雰囲気を出しながら、説明を行うことは認められません。

●有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和

「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件が撤廃されました。

※引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可

●育休を取得しやすい雇用環境の整備

育休制度に関する研修や相談窓口の設置、自社労働者の育休等の取得事例の収集・提供及び、育休等の制度や取得促進に関する方針の周知などの措置を講じなければならないとしています。

令和4年10月1日～

●産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

子の出生後8週間以内に最長4週間で2回に分けて取得可能です。

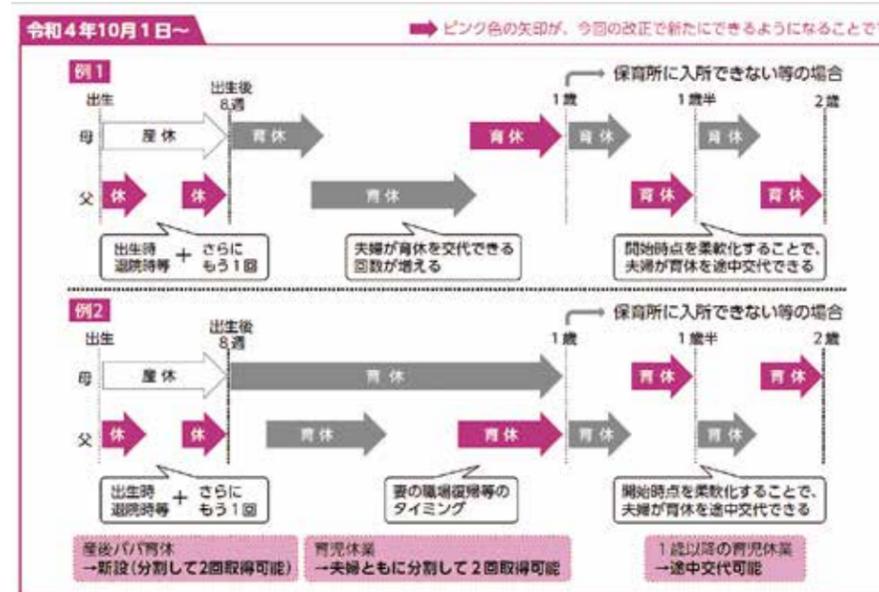
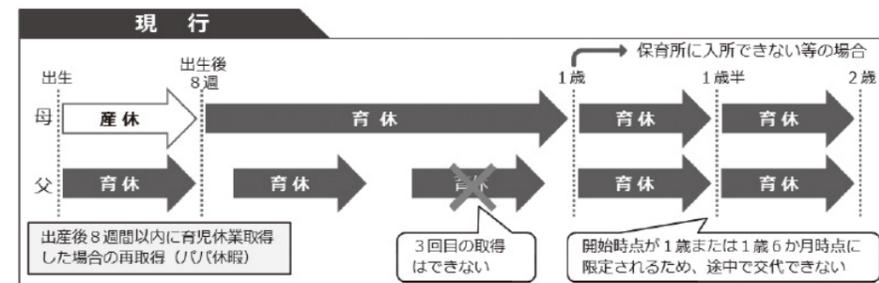
●育休の分割取得

従来の育休(子が1歳(最長2歳)まで)を2回に分けて取得可能となりました。(右上の図参照)

令和5年4月1日～

●育休取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、育休等の取得状況を年1回公表することが義務付けられます。一般の方が閲覧できる方法(例えば、インターネット等)で公表することになります。



(厚生労働省作成リーフレット「育児・介護休業法改正ポイントのご案内」令和3年11月作成(令和4年3月改訂)より抜粋)

🔍 育休取得者インタビュー

先日、「県職員男性育休初の5割超59.1%」と新聞に掲載されていました。しかし、6カ月以上取得した男性は7.4%と決して多くない現状の中、1年間の育休を取得した福島県庁の一条隼人さんにお話を伺いました。

— 一条 隼人さん

- 育休取得期間: 令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年間)
- 当時の家族構成: 妻、長男(1歳)



育休を1年間取得したきっかけを教えてください。

一番のきっかけは、子どもに先天性の心疾患があり、体調面での心配があったからです。生後2カ月で手術することになり、その際に長期での育休取得をしようと決めました。また、妻も同じく県職員のため、妻にばかり育児を押し付けたくないという気持ちもあり、育休取得には以前から興味もありました。そのため妻と相談し、先に1年間妻が育休を取得した後に、妻と交代する形で令和2年4月から育休に入りました。

取得にあたって職場の反応はどうでしたか？

県庁は男性の育休取得に積極的で、比較的取得しやすい環境だと思いますが、それでも男性で1年間の育休取得者は少ないと思います。自分は長期での取得だったので、なるべく早く取得予定は伝えておこうと、上司には取得の1年前から相談していました。

正直、職場に迷惑をかけてしまうのでは、という心配が大きかったです。当時の職場の皆さんは受け入れてくださり、後押しの温かい声掛けをいただいたことに本当に感謝しています。

また、育休中の手当や制度に関して色々教えてください、人員の補充等もしっかり対応いただいたことで、安心して育休を取得することができました。

キャリア中断への不安感はなかったですか？

私の場合は、あまりキャリア中断について不安はありませんでした。むしろ、どういうキャリアを積んでいきたいのか、考えられていなかったと思います。

いったん仕事から離れたことで、しっかりと自分のキャリアについて考える良いきっかけになりました。育児の大変さを知ることで、自分がどう仕事と向き合っていくべきか、見つめ直すことができました。

長期間育休中に困ったことはありませんでしたか？

平日の日中、公園や病院に行くとお母さんばかりで、なかなか話し相手がいなかったことです。私は人見知りなので、ママ友のコミュニティに入っていくのはハードルが高く、また新型コロナウイルス感染症も流行り始めの時期だったので、話し相手や相談相手を作れず、少し寂しい思いはありました。育休を取得する男性が増えれば、男性も今より育児コミュニティに入りやすくなり、育児の情報交換などして、楽しく育児ができるのではないかと思います。

男性が育休を取得しやすくするために

育休取得に係る支援制度の具体的な内容について理解が広まれば、取得したいと思う人は増えると思います。例えば、短い期間でも人員の補充はあるのか、育休中に支給される給付金はどれくらいの金額になるのか等、疑問や不安が解決できれば取得を前向きに検討できるのではないのでしょうか。

子育てに専念することができた育休期間は、私の中でとても大きな経験になりました。育児の大変さを感じながらも、子どもの成長の瞬間を見ることができた喜びは、ここでは伝えきれません。子育ては家族全員で協力していかなければならないということを改めて認識できてよかったと思います。

仕事や家庭の事情によって、長期での育休取得は難しいこともあるかと思います。それでも、女性は出産直後、体力的にもメンタル的にも辛いと思います。そういった時期に短期間だけでも、ぜひ男性に取得して欲しいと思います。

Books <センター図書室の> 「男性の育児休業」に関する オススメ本

『妻に言えない夫の本音 仕事と子育てをめぐる葛藤の正体』

朝日新聞「父親のモヤモヤ」取材班/著 朝日新聞出版 2020年

この本では子育てに関わる多くの父親たちの体験談を集め、現代社会の問題を検証していきます。体験談に登場する父親の置かれる状況は実に様々で、なかには今まで母親たちがぶつかってきた問題に類似するものもあります。育児を通じて社会を見ることで、多くの人が幸せに生きるためのヒントが見つかった一冊です。



問い合わせ 福島県男女共生センター図書室 ☎0243-23-8308 開館時間 9時～20時 (休館日前日は17時、休館日は月曜日)

上記事業において、本年度は、6団体が県内各地で相談や居場所づくり、生理用品の配布などを実施しています。

今回は、「非営利任意団体KAKECOMI(かけこみ)」と「特定非営利活動法人寺子屋方丈舎」の活動について紹介させていただきます。

非営利任意団体 KAKECOMI(かけこみ)

代表 鴻巣麻里香さん

白河市新白河2-24 メール:info@kakecomi.org HP:https://www.kakecomi.org/

KAKECOMIは「駆け込み寺」と「コミュニティ」を意味します。困った時に駆け込める安全な場所でありながら地域社会(コミュニティ)と風通しよくつながっていることをイメージして名付け、誰も置き去りにしない地域社会づくりをミッションに活動しています。活動の柱は「まかないこども食堂たべまな」「セーフティシェアハウス」「ソーシャルワーク相談室」の3つです。



まかないこども食堂「たべまな」の様子

まかないこども食堂は、子どもと親子のサードプレイス(第三の居場所)です。毎週月曜日の午後～夜開催しており、子どもも大人も自由に過ごせるお茶の間です。不登校のお子さん、子育てに悩む親御さん、部活帰りのお腹を空かせた学生やひとり暮らしの女性などが利用しています。

セーフティシェアハウスは、女性と親子のためのシェルターです。暴力の被害や生活困窮といった様々な困難を抱え、住まいを失った女性・親子が共同生活を送りながらセルフケアと自立に向けた準備を行います。

ソーシャルワーク相談室は、どこに相談していいかわからない困りごとをソーシャルワーカーが整理し、様々な支援制度の利用を伴走します。

どこに相談していいかわからない、理解してもらえないかもしれない、そんな障壁から困っていても相談できずにいる人は少なくありません。困っている人に「相談する力」を求めるのではなく、気づき支える、そんな「つながり」が生まれる場所と家を作っています。

特定非営利活動法人 寺子屋方丈舎

理事長 江川和弥さん

会津若松市大町一丁目1-57 紀州屋 電話:0242-93-7950 HP:https://www.terakoyahoujyousha.com/

●フリースクールとこども食堂の紹介

「方丈舎とはどんなところですか?」と聞かれると、学校外の学びの場ですと答えます。

不登校の子どもは、勉強が嫌いだと思われがちです。理解が進まない背景には、学校にいけない事が、「あってはならない事」という考えがあるからです。

寺子屋方丈舎は、1999年の設立以来、不登校の子どもたちの学びと育ちの場として活動してきました。登校できなくても、約8割の子どもは再び学校や社会に戻ります。彼らは、人に優しく、好奇心もあります。ただ、学校で「人に合わせて学ぶ事が苦手」なのです。



活動の様子

会津若松市内2カ所のこども食堂で小中学生約15人が一緒に遊び、勉強し、ご飯を一緒に食べています。ボランティアである多世代の皆さんと過ごす居場所です。「子どもには生きる力が本来そなわっている」ので安心できる環境で、私たちスタッフ自身が良き学び手として、感じる事、考える事を大事に開催しています。子どもたちは、他の人に受け入れられた時に大きく変わっていきます。自分で学びはじめると大人の予想を遥かに超えて成長してゆくのです。

【福島県コロナ禍における女性のつながりサポート事業に関する問合せ】
福島県男女共生センター事業課 電話:0243-23-8304

第2回となる今回は、須賀川市と桑折町に男女共同参画の推進に関する取り組みをご紹介します。



須賀川市 ご紹介くださった方：須賀川市企画政策部企画政策課 相川貴之さん

須賀川市は、「すかがわ男女共同参画プラン21（第3次計画）」に基づき、「自分らしく輝けるまちを目指して」をテーマに、一人ひとりの意識高場のため、さまざまな啓発事業に取り組んでいます。

その事業の一環として、須賀川市女性団体連絡協議会との共催による「男女共同参画講演会」を開催しています。これまで、「ワーク・ライフ・バランス」や「DV発生の抑止と被害者支援」、「女性活躍推進」などをテーマに講演会を実施してきました。

令和3年度は、健康づくりと人権が尊重される社会環境の整備をテーマに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、不安な日々が続く中で、感染対策に関する知識のほか、男女共に健やかに、そして前向きに生活していくための心の保ち方やケアについて学ぶため、公立岩瀬病院名誉院長三浦純一様を講師にお招きし、「新型コロナウイルス感染症に



▲須賀川市・令和3年度講演会

関する心のケアについて～いま、できること～」と題した講演会を行いました。

今後も、ジェンダー平等や女性活躍推進などについて、講演会を実施するなど啓発活動に取り組んでいきます。

桑折町 ご紹介くださった方：桑折町総合政策課 丹治愛莉さん

感染症の影響により、催しの自粛を余儀なくされたここ数年。毎年恒例だった講演会やセミナーも中止せざるを得ない中、「コロナ禍でもできること」を考え、町の広報紙で男女共同参画に関する特集を掲載しました。

広報こおり2021年3月号では、「まずは家庭から男女共同参画を見直そう」をテーマに、県内の家事負担割合や町の取り組みを紹介し、男女共同参画を身近な問題として捉えてもらえるように呼びかけました。2022年3月号では、SDGsの視点も踏まえながら、町の女性登用状況を掲載し、年々増加傾向にあるものの、目標とする女性参画割合には到達していない問題点を提示しました。

思い返すと、コロナ禍前、催しを企画しても人数が集まらなかったり、若い世代の参加が少なかった

りと、住民の関心の低さを課題に感じていました。しかし、毎月必ず全世帯へ届く広報紙を活用することで、少しでも多くの方に男女共同参画について考えてもらう機会をつくれたのではないかと思います。今後もさまざまな手段を活用しながら、男女共同参画の重要性を広く周知していきたいです。



▲広報こおり2021年3月号

▲広報こおり2022年3月号

第2回 パートナーシップ認定制度

福島大学 准教授 前川直哉

岩手県の盛岡市が、同性カップルを公的に証明する「パートナーシップ認定制度」を2023年5月までに導入する見込みだと報じられました。導入されれば、東北では弘前市、青森県、秋田県、秋田市に次いで5例目です。

日本では残念ながら、同性同士の結婚は認められていません。そのため、長く一緒に暮らしているカップルであっても、法的には「家族」と認められず、様々な障壁に直面してきました。家族向けの公営住宅に住むことができない、パートナーの入院時に面会できない、病状の説明を受けられない、など多岐にわたります。これらを補うため、同性同士のカップルに公的な証明書を交付する仕組みが「パートナーシップ認定制度」です。2015年に東京都渋谷区・世田谷区で導入されたのを皮切りに、現在では200以上の自治体が導入し、人口カバー率は5割を超えています。

制度の導入は市町村単位と都道府県単位がありますが、福島県に導入自治体はありません。青森県や秋田県などでは公式にパートナーと認められるカップルが、福島では認められず、様々な制約を受けているのです。今年2月、福島県弁護士会は決議を行い、「福島県及び県内各市町村は、同性パートナーシップ条例の制定を速やかに行うこと」を求めています。私も全く同意見です。

と同時に、「パートナーシップ認定制度」は結婚と同様の制度ではないことにも注意が必要です。遺産相続や配偶者控除など、制限されていることは多々あります。「認定制度」はあくまで、同性同士の結婚が認められるまでの過渡的な措置だと私は考えています（なお、現行の日本の婚姻制度に様々な問題点がある、というのは全

くその通りであり、これはこれで議論と改善が必要です）。

「パートナーシップ認定制度」に対して、「なぜ同性カップルを特別扱いするのか」と顔をしかめる人もいますが、事実は全く逆で、特別扱われているのは異性カップルの方です。これまで男性が優遇されてきた社会を改め、ジェンダー平等を追求しようとした時に、「女性だけを優遇するのか」と反対意見が上がるのとよく似た構図です。人権は全ての人が生まれながらに有しているという、この社会の基盤となる価値観に基づけば、異性間のカップルにのみ特別な権利を認めている現状は不公平です。福島県が一刻も早く「パートナーシップ認定制度」を導入し、また日本全体で同性結婚が認められることを私は強く願っています。

PROFILE



前川直哉さんプロフィール

福島大学教育推進機構高等教育企画室准教授。1977年生まれ。兵庫県尼崎市出身。99年東京大学教育学部卒業。2012年京都大学大学院人間・環境学研究科博士後期課程単位取得退学。博士（人間・環境学）。灘中学校・高校教諭を経て14年に福島に転居し、一般社団法人「ふくしま学びのネットワーク」を設立して理事・事務局長に。18年4月からは福島大学特任准教授、22年4月から現職。ジェンダー、教育社会学、教育学を研究。

コラム
column

「後世に残したくない言葉」

【イクメン】

「育児(子育て)を積極的にする男性(メンズ)」の略語。子育てする女性にそのような略語はなく、女性からすれば、育児をすることで褒められることに違和感があり、現在ではあまり聞かれなくなりました。積極的に子育てしたいという男性はたくさんいると思います。働き方を変えることは難しいかもしれませんが、職場で利用できる制度等を活用したり、相談したりして、子育てを楽しめる環境になるとよいですね。

センター利用案内

研修室・宿泊室

☎0243-23-8301(代表)

開館時間:9時~21時(休館日前日は、17時)

休館日:月曜日(この日が祝日の場合はその翌日)、年末年始(12/29~1/3)

※その他臨時休館することがあります。

各研修室(25名程度)1,000円~ 宿泊室(1泊1名)4,400円~ (公共無線LAN(Wi-Fi)も利用可能。)

相談室

相談無料

秘密厳守

☎0243-23-8320

開室時間:9時~12時・13時~16時 [水曜日] 13時~17時・18時~20時

○一般相談 ○男性相談員による相談(電話のみ)火曜日 17時~20時

○専門相談 ●法律相談 第3水曜日 ●女性のためのカウンセリング 第1・3金曜日 ●女性ための生活設計相談 偶数月の第2土曜日

※専門相談は完全予約制。その他、詳しくは上記☎まで。

図書室

☎0243-23-8308

開室時間:9時~20時 [休館日前日] 9時~17時

約4万冊を蔵書。毎月テーマを変え、おすすめの本を紹介。児童書や大型絵本もあります。

福祉機器展示室

☎0243-23-8316

開室時間:9時~12時・13時~17時

約600点以上の福祉用具を「見て 触れて 体験できる」県内最大規模の展示室。福祉用具や住宅改修に関するご相談もお受けしています。

チャレンジ&内職相談

相談無料

秘密厳守

再就職・キャリアアップ・起業等の相談や、内職の斡旋、事業所からの内職求人受付等を行っています。相談は、各相談コーナーにお電話ください。 ※祝日はお休みです。

●二本松相談コーナー(県北、相双地区担当)

☎0243-23-8307

相談日・時間:火~金・9~12時、13~16時

●郡山相談コーナー(県中、県南地区担当)

☎024-927-4030

相談日・時間:月~木・9~12時、13~16時

●いわき相談コーナー(いわき地区、双葉郡担当)

☎0246-22-6400

相談日・時間:月~木・9~12時、13~16時

●会津相談コーナー(会津、南会津地区担当)

☎0242-29-5588

相談日・時間:月~木・9~12時、13~16時

アンケートにご協力ください。



広報誌「未来館NEWS」では、よりよい紙面づくりのため、アンケートを実施しています。ご意見、ご感想、取り上げてほしいテーマなど、Googleフォームにてお受けしています。

アンケートはこちら→



未来館
NEWS

2022 AUTUMN
VOL.

83

当センターに対するご意見・ご質問等がありましたら、下記までお問い合わせください。

(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構

福島県男女共生センター(女と男の未来館)

〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1

TEL:0243-23-8301(代) FAX:0243-23-8312

<https://www.f-miraikan.or.jp>



公式 Facebook